# 在南アフリカ共和国日本国大使館

### **Embassy of Japan in South Africa**

エスワティニ・レソトにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】新型コロナウイルス情報(エスワティニ、レソト:コロナ関連規制・出入国情報) 2022 年 4 月 14 日現在

#### 【本文】

#### 1 エスワティニ

エスワティニ政府は、新型コロナウイルスに係る行動規制を一部緩和する旨を発表しました。規制の主な概要は以下のとおりです。

#### 【「調整されたレベル1」における規制の主要点】

- ・入国時には、新型コロナウイルスワクチン接種証明書(WHOが承認している新型コロナウイルスワクチンの規定の回数の接種が完了しているもの。接種カードは無効、証明書のみ有効)または72時間以内のPCR検査陰性証明書の紙もしくは電子媒体での提示が必要。
- ・上記は、12歳未満の子供は適用外。他方、PCR陰性証明書は他国へ入国あるいは経由する際に求められる場合があることに注意。
- ・屋外で集う際、5人以下であればマスク着用義務はない。大規模な屋外集会では、最低1メ ートルのソーシャル・ディスタンシング及びマスク着用が必要。
- ・すべての屋内集会では、消毒、ソーシャル・ディスタンシング及びマスク着用は必須。マスク着用は、スーパーマーケットなど屋内店舗及び公共交通機関を利用する場合は必須。
- ・屋外スポーツにおける行動制限は撤廃。屋内におけるスポーツ観戦は、マスク着用を条件と して可。
- ・ミュージカル、ナイトクラブ等のエンターテインメントに関する制限は撤廃する。他方、参加者らは屋内または屋外に応じて適切な感染予防対策を行うこと。
- ・酒類の販売及び飲酒は、指定された営業時間内であれば、屋内の感染予防対策を行う事で許可される。

## エスワティニ政府 HP

規制緩和: <a href="https://www.gov.sz/images/PMs-Statement-29-March-2022-Final.pdf">https://www.gov.sz/images/PMs-Statement-29-March-2022-Final.pdf</a> 出入国条件: <a href="https://www.gov.sz/images/COVID-19-Crossborder-Travel-">https://www.gov.sz/images/COVID-19-Crossborder-Travel-</a> Guidelines.pdf

#### 2 レソト

レソト保健省はレソトへの出入国に関する条件を変更する旨発表したところ、主な概要は以 下のとおりです。

#### 【変更点】

#### (1)入国条件

- ・ワクチン接種が完了した入国者は、ワクチン接種カードまたは証明書を提示する。
- ・ワクチン接種が未完了の入国者は、入国前72時間以内のPCR陰性証明書を提示する。
- ・ワクチン未接種の南ア・レソト国民及びレソト滞在許可保有者は、入管にて抗原検査を実費で受検する、または、無料のワクチン接種を受ける、または、入国前72時間以内のPCR陰性証明書を提示する。
- ・12歳未満の子どもは、新型コロナウイルス陰性証明書(当館注:PCR検査陰性証明書)を提示する。なお、ワクチン接種カード/証明書の提示は不要。
- ・5歳以下の子どもは、上記の条件等の対象外。

#### (2) 出国条件

・ワクチン接種が完了した出国者は、ワクチン接種証明書を提示する。ただし、ワクチン接種

# 在南アフリカ共和国日本国大使館

**Embassy of Japan in South Africa** 

の最終日から14日経過していること。

- ・ワクチン接種が未完了の出国者は、出国前72時間以内のPCR陰性証明書を提示する。
- ・5歳以下の子どもは、ワクチン接種証明書及びPCR陰性証明書の提示は不要。
- ・出国前に新型コロナウイルス感染し、その後回復したもののPCR陰性証明書が取得できな い出国者は、レソト保健省発行の免除レターを提示すること。

#### レソト内務省公式 FB

https://www.facebook.com/photo?fbid=360707769432417&set=a.350670017102859

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手 続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、、一人でも多くの方に安全 対策に関する情報が届くよう、在留届(3ヶ月以上の滞在)の届出、またはたびレジ(3ヶ月 未満の滞在)の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いい たします。

※南ア、レソト、エスワティニ政府が所管する情報は予告なく変更されたりする場合がありま すので、政府の公式なホームページ等より最新の情報入手に努めてください。

【問い合わせ先】 在南アフリカ日本国大使館

HP: http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

住 所: 259 Baines St、 Cnr Frans Oerder St、 Groenkloof、 Pretoria

電 話:+27 12 452 1500 領事・警備

メール: consul@pr.mofa.go.jp